

平成 14 年度第 2 回法務委員会議事抄録（案）

日時：平成 14 年 5 月 14 日 1300～1830

場所：操縦士協会事務室

1. 第 1 回法務委員会議事録（案）の確認

2. 増加する協会退会者と減少する入会者に歯止めが掛けられないか

会員の減少問題で法務委員会として何か提言できないかとの意見があった。その中で、もう一度長距離運航に係る乗員編成の問題について共通認識を持つため経緯を辿った

意見--

- ・長距離運航に関する報告書が提出されて 10 年目にあたるので内容を再検討してはどうか
- ・外国では医学的に 2 名編成で 12 時間制限は出来なくなっているところもある
- ・検討委員会の委員に現場を代表する人を入れるべきだった
- ・2 名編成、12 時間制限での運航の頻度は考慮されたのか（月 1 回アサインされる者と 3 回の者では自ずと異なる）
- ・飛行経路は検討されたのか（緊急着陸できる飛行場の有無）
- ・緊急事態が発生した場合のワークロード、疲労は考慮されたのか
- ・労務問題に介入してしまう恐れがあるので慎重に対処すべき
- ・その他の退会原因は考えられないか
- ・協会員と非協会員で享受できる利益に差がない
- ・社団法人の性格上差を設ける事は出来ない
- ・協会から「全体の底上げをしたいので航空界の発展のため皆さん協力して下さい」とメッセージを発する
- ・この問題については継続課題とし、理事会（定期航空部会）の場でも積極的に取り組んでほしい

3. 座席保険についての進捗状況

アンケート(案)についての推敲

アンケートの内容により回収率が変化するので質問はあまり具体的にしないほうがよいのではないか

オーナーPILOT の抽出は事務局の斎藤氏に依頼

形式は往復はがきを使用して出来るだけ回答者の負担を軽減して回収率を上げる

4. 名古屋地裁が機長を起訴した件のコメントを法務委員会として報道関係に発表し、同時に J A P A ホームページにも掲載した。

内容的には、以下のとおり起訴自体、遺憾であること。国際民間航空条約に抵触しないか重大な関心を持って見守ることを盛り込んだ。

日本航空 706 便事故の機長起訴を受けて - 見解 -

(97年 6月香港発名古屋行 706 便が志摩半島上空で乱気流により客室乗務員 1名が死亡、13名が重軽傷を負った事故)

社団法人 日本航空機操縦士協会 法務委員会は、起訴状の内容を一読した段階での詳細なコメントは差し控えたいが、事故の当事者は最善を尽くして操縦にあたっており、起訴されるべき事実にはあたらないと認識している。さらに今後、航空機事故調査のための標準等を定めた国際民間航空条約附属書の主旨に反していないかどうか重大な関心を持って見守っていきたい。」

5. その他

次回の法務委員会は 6 月 19 日(水)開催予定